

東京外環自動車道新倉PA周辺の地域振興に向けた検討会 規約

(名称)

第1条 本会は、東京外環自動車道新倉PA周辺の地域振興に向けた検討会（以下「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討会は、東京外環自動車道新倉PA周辺の地域振興に向けて、必要な検討、調整等を行うことを目的とする。

(検討内容)

第3条 検討会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項の検討を行う。

- (1) 新倉PA周辺の地域振興に向けたまちづくり構想（以下「本構想」という。）の方針に関する事項
- (2) 本構想の効果に関する事項
- (3) その他目的達成に必要となる事項

(組織)

第4条 検討会は、別表に掲げる委員により構成する。

(会長及び職務代理)

第5条 検討会に会長を置く。

- 2 会長は、和光市長をもって充てる。
- 3 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長が出席できない時は、会長が指名した者がその職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、検討会が存続する期間とする。

- 2 異動等に伴う委員の変更は、特別な理由がある場合を除き、前任者から引き継ぐものとする。

(事務局)

第7条 検討会の事務局は、和光市建設部都市整備課に置く。

(会議)

第8条 検討会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
- 3 会長が必要と認める場合は、委員の同意を得て、委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 4 会議は、非公開とする。ただし、委員の承認を得て会議資料及び会議録を公表することができる。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。ただし、軽微な内容のものは、会長が定めることができる。

附 則

この規約は、令和2年1月20日から施行する。

東京外環自動車道新倉PA周辺の地域振興に向けた検討会

委 員 名 簿

役員	団体名	職名	氏名
会長	和光市	市長	
副会長	和光市	建設部長	
委員	国土交通省	関東地方整備局道路部 道路計画第二課長	
	国土交通省	関東地方整備局 北首都国道事務所長	
	東日本高速道路株式会社	関東支社建設事業部 計画設計チームリーダー	
	埼玉県	県土整備部 県土整備政策課 政策幹	
	埼玉県	朝霞県土整備事務所長	
	学識経験者	日本大学教授	中村 英夫